

【関係漁業協同組合】馬瀬川下流漁業協同組合

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u> </u>口頭<u> </u> <u> </u> <u> </u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、<u>手釣、竿釣(友釣、餌釣、毛針釣、ルアー釣(鮎は友釣のみとする。))、たも網</u>に限るものとする。ただし、舟(ゴムボート類を含む)を使用しないこと。岩屋ダム湖における竿数は、1人3本までとする。<u>たも網の口径は40cm以内とする。</u> 第4条から第6条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。<u> </u> <u> </u> <u> </u>	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u>手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出</u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、<u>手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</u> 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項<u> </u>の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、<u> </u>友釣、餌釣、毛針釣、ルアー釣(鮎は友釣のみとする。)<u> </u>に限るものとする。ただし、舟(ゴムボート類を含む)を使用しないこと。岩屋ダム湖における竿数は、1人3本までとする。<u> </u> 第4条から第6条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。<u>ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは第2項に掲げる表の額とする。</u>	漁具・漁法は第4条で規定することとし、文言を簡略化 条ズレの修正 漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定 第2項の表と記載内容が重複する	認可の日から

手釣、竿釣による遊漁の場合					手釣、竿釣による遊漁の場合					ため削除
魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	
あゆ	友釣（かけ針の数はイカリ4本以内チラシ3本以内。リール、ルアーの禁止）	日釣 2,500円	年釣 13,000円	2,000円	あゆ	友釣（かけ針の数はイカリ4本以内チラシ3本以内。リール、ルアーの禁止）	日釣 2,500円	年釣 13,000円	2,000円	
あまご、いわな、うなぎ、おいかわ、わかさぎ、あじめどじょう、かじか、うぐい、にじます（以下「雑漁」という。）	餌釣・毛針釣・ルアー釣 ・ <u>たも網</u>	日釣 1,500円	年釣 5,000円	1,000円	あまご、いわな、うなぎ、おいかわ、わかさぎ、あじめどじょう、かじか、うぐい、にじます（以下「雑漁」という。）	餌釣・毛針釣・ルアー釣 _____	日釣 1,500円	年釣 5,000円	1,000円	
2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。					2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。					
魚種	区分	遊漁料		現場加算料	魚種	区分	遊漁料		現場加算料	
		日釣	年釣				日釣	年釣		
あゆ	中学生以下	無料	無料		あゆ	中学生以下	無料	無料		
	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、その年の1月1日現在75歳以上の者	1,800円	9,000円	2,000円		心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、その年の1月1日現在75歳以上の者	1,800円	9,000円	2,000円	
雑漁	中学生以下	無料	無料		雑漁	中学生以下	無料	無料		
	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、その年の1月1日現在75歳以上	1,100円	3,500円	1,000円		心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、その年の1月1日現在75歳以上	1,100円	3,500円	1,000円	

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を遊漁者の漁具・漁法に規定

	上の者								
3	遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 <u>この場合は、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。</u>								現場加算額の納付について明記
(遊漁承認証に関する事項)									
第8条	組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。								
(1) 承認を受けた者の氏名、住所									
(2) 承認期間									
(3) 魚種									
(4) 漁具・漁法									
(5) 遊漁区域									
(6) 遊漁料の額									
(7) 注意事項									
(8) その他参考となるべき事項									
(9) 発行者名									
2	前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。								
3	遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。								
4	遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。								
第9条から第11条 略									
(違反者に対する措置)									
第12条	組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。								

	以上の者								
3	遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。								現場加算額の納付について明記
(遊漁承認証に関する事項)									
第8条	組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。								
(1) 承認を受けた者の氏名、住所									
(2) 承認期間									
(3) 魚種									
(4) 漁具・漁法									
(5) 遊漁区域									
(6) 遊漁料の額									
(7) 注意事項									
(8) その他参考となるべき事項									
(9) 発行者名									
2	前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。								
3	遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。								
4	遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。								
第9条から第11条 略									
第12条 略									

条ズレの修正									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--